

佐用町教育委員会要領第1号

佐用町立小学校及び中学校の就学指定変更に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定による佐用町立小学校及び中学校の就学指定変更（以下「就学校の変更」という。）について、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第33条及び佐用町立小中学校に就学すべき者の指定に関する規則（平成17年佐用町教育委員会規則第9号。以下「就学指定規則」という。）第4条の規定に基づき、佐用町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める就学校の変更ができる場合の要件及びその手続について、必要な事項を定めるものとする。

(就学校の変更の申し立て)

第2条 就学校の変更の申し立ては、佐用町立小学校及び中学校に在学する者又は就学予定者の保護者であって、第4条に規定する要件に該当する場合、佐用町内の小学校又は中学校への就学校の変更を申し立てることができるものとする。

(就学校の変更の手続き)

第3条 就学校の変更を申し立てようとする保護者は、教育委員会が別に定める期日までに、就学校変更申立書（様式第1号）を提出しなければならない。

(就学校の変更の要件)

第4条 就学校の変更の要件は、学校教育に重大な影響を及ぼさない場合であって、児童生徒の地理的な理由、身体的な理由、家庭の事情、その他の特別な事情により相当と認められる場合とする。

(就学校の変更通知等)

第5条 教育委員会は、前条の規定により就学校の変更を決定したときは、就学校変更決定通知書（様式第2号）により、保護者に通知するものとする。また、学校長へは、児童生徒就学校変更決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 第3条による申し立てを却下する場合は、その理由を付し、就学校変更却下通知書（様式第4号）により、保護者に通知するものとする。

(就学校の変更後の通学等)

第6条 就学校の変更に伴うその児童生徒の通学等は、すべて保護者の責任において行うものとし、教育委員会は特別な措置を講じないものとする。

(就学校の変更決定の取り消し)

第7条 教育委員会は、就学校変更申立書に記載された申し立ての事由及びその事由を証明する書類に虚偽があった場合、第5条第1項に基づく決定を取り消すことができるものとし、この場合、就学校変更決定取消通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。また、学校長へは、児童生徒就学校変更決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の規定により就学校の変更を取り消された児童生徒は、就学指定規則に基づき、指定された学校に就学するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にされた届出に基づく就学校の変更については、なお従前の例による。

～ 就 学 指 定 校 変 更 許 可 基 準 ～

（佐用町内の就学指定校の変更）

【条件】

1. 申請時において佐用町に住民票があること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路及び通学方法を明確にしたうえで、通学途中の安全面について責任を持つことを承諾すること。
3. 学校運営面において問題がないと判断されること。
4. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

区 分	許 可 基 準	対象者	許可期間等	必要書類等
地理的理由	地理的条件により、指定校への通学が著しく不便な場合及び通学時の安全面において特に問題があると認められる場合で、指定校に隣接する学校への就学を希望する場合。（※距離だけを理由にした申請は不可。）	小中学校 新入学生	卒業まで。	申請書
身体的理由	疾病又は障害等の事情により、通学方法や安全面等において特に配慮を要するため、指定校以外の学校への就学を希望する場合。	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。	申請書 医師の診断書等事実確認ができる書類
	学校教育法第75条の規定による特別支援学級へ入級することが妥当と認められながら、指定校に該当する特別支援学級がないため、該当する特別支援学級がある学校への就学を希望する場合。	小中学校 全 学 年	卒業まで。	申請書
家庭の事情	家庭の事情（留守家庭等）により、下校後又は登校前にやむを得ず児童を親類、知人宅、勤務先等に預けるため、預託先を校区とする学校への就学を希望する場合。（※小学生に限る。）	小 学 校 全 学 年	卒業まで。 ただし、毎年度更新手続きが必要。	申請書 就労証明書 身元引受承諾書
	保護者が父母共に指定校区以外の場所で店舗・工場等を営み、事実上生活の本拠地となっているため、その店舗・工場等の所在地を校区とする学校への就学を希望する場合。（※小学生に限る。）	小 学 校 全 学 年	卒業まで。 ただし、毎年度更新手続きが必要。	申請書 営業等の事実を証する書類
	両親の離婚、家族の別居、債権の取り立て等、家庭の特殊事情により、特に配慮を要する場合。	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。	申請書 事情が確認できる書類
住所の異動	（途中転居） 在学中に校区外に転居した場合で、引き続き在籍校に就学することを希望する場合。（※在籍校の校長の承認が必要。）	小学6年 中学3年 上記以外 の 学 年	卒業まで。 学期末まで。特別な事情がある場合は学年末まで。	申請書 学校長の意見書
	（転居予定） 概ね1年以内に転居することが確実であるため、あらかじめ転居予定地を校区とする学校への就学を希望する場合。	小中学校 全 学 年	転居するまでの期間。	申請書 転居予定の事実が確認できる書類
	（一時的転居） 住居の新築・増改築等のため、一時的に校区外に転居する場合で、その転居期間中について、在籍校への就学を希望する場合。	小中学校 全 学 年	住居の完成日まで。	申請書 新築等の事実が確認ができる書類
教育的配慮	（いじめ・不登校） いじめ、不登校等、学校生活に起因した深刻な事情があり、在籍校における十分な指導にもかかわらず転校を希望する場合。（※転校により改善が望める場合。）	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。 ただし、在籍学校長及び転校先学校長の了承必要。	申請書 学校長の意見書
	（兄弟姉妹関係） 兄弟が就学指定校の変更が認められている場合で、弟妹も同一学校への就学を希望する場合。	小中学校 新入学生	卒業まで。	申請書
	（指定変更の継続） 小学校の指定変更が認められた者が、引き続き同一校区の中学校への就学を希望する場合。	中 学 校 新入学生	卒業まで。	申請書
その他の 特殊事情	佐用町立の小・中学校以外の学校への入学を希望する場合。	小中学校 新入学生	卒業まで。	申請書 入学承諾書
	上記のほか、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が必要かつ適正であると認める場合。	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。	教育委員会が必要とする書類